

# セクシャルハラスメント相談委員会からのお知らせ

2022.5 船橋法典高等学校

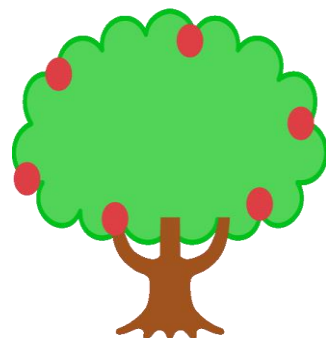
## セクハラとは

セクシャル・ハラスメント(セクハラ)とは、学校で先生や同級生などからいやだと感じる「性的言動」を受けることを言います。なお、男性から女性に対してだけでなく、女性が男性に対して、また同性に対しても、体をさわられたり、体のことについて性的なからかいを受けたり、相手がいやだと感じる「性的言動」を行った場合にもセクハラになります。

## いやだと感じる「性的言動」とは

たとえば……

- 必要もないのに体をさわられる。
- 性的な内容のメールが送られてくる。しつこくデートに誘われる。
- 体のサイズや顔のことなどを話題にしたり、からかいを受ける。
- 「女のくせに」「男は男らしく」など性差に基づく発言。  
などあなたがいやな思いをさせられたとき。



## いやなことをされたり、言われたりした時には

勇気を出して「いやなことはいや」とはっきり言いましょう。  
恥ずかしさや恐ろしさでがまんしていると、いつまでもいやなことが続くかもしれません。  
また、相手はあなたがいやだと感じていることに気づいていないのかもしれませんが、勇気を出していやだということが大事なことです。

## だれかに相談しましょう！

一人で悩むより、親や友だち、信頼できる先生に相談しましょう。  
船橋法典高校にはセクハラ相談についての窓口があり、担当の先生がいます。相談員としてあなたの悩んでいる相談に乗り、あなたのプライバシーも守られます。  
あなたの周りの人達に相談できる人がいないときでもあきらめてはいけません。いろいろな場所でセクハラだけでなく、様々な悩みの相談にのりあなたを助けてくれる機関があります。



## 一人で悩まずに相談を

プライバシーは守ります

校内の  
相談窓口

### 船橋法典高校のセクシャル・ハラスメント相談委員の先生

校長先生(校長室)・教頭先生(教務室)・皆川豊子先生(1年・英語準備室)・  
矢野玲子先生(2年・英語準備室)・小林朋子先生(3年・生物準備室)・  
瀧口楓先生(保健室)

学校以外の  
相談窓口

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310  
千葉ののちの電話 043-227-3900  
子どもと親のサポートセンター 0120-415-446  
児童生徒向けわいせつセクハラ相談  
(右のQRコードから相談できます)

